

# 土砂埋立行為を行おうとする みなさまへお知らせ

平成30年4月1日から  
土砂埋立行為の申請手続きが変わりました！

- ◆東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例
- ◆東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例  
の改正により、

2,000 m<sup>3</sup>以上の土砂埋立行為を行う場合は、広島県土砂の適正処理に関する条例の許可又は林地開発の許可に加え、東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例の許可も必要となります。

## 500 m<sup>3</sup>以上 2,000 m<sup>3</sup>未満の土砂埋立行為

東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例の許可

## 2,000 m<sup>3</sup>以上の土砂埋立行為

広島県土砂の適正処理に関する条例の許可

又は

林地開発の許可（地域森林計画対象民有林1 ha 以上）

+

東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例の許可

## 条例改正の概要

### (1) 東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例

#### **【2,000 m<sup>3</sup>以上の土砂埋立行為】**

改正前は、広島県土砂の適正処理に関する条例（以下「県条例」という。）と東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例（以下「市小規模埋立条例」という。）に定める土砂埋立行為の許可要件に、事前協議、事前周知、事業者等の資格、保証人の設定、保証金の預託、許可の期間等を追加し、その他名義貸しの禁止、土砂埋立区域の改善命令、土地所有者に対する施工状況の確認の義務等の上乗せを行う内容でしたが、改正後は、単独条例での許可制とし、許可を受けずに土砂埋立行為を行った場合の罰則を新たに設けています。

なお、土砂埋立区域内に1ha以上の地域森林計画対象民有林を含む場合、森林法第10条の2に基づく開発行為（以下「林地開発」という。）の許可が必要になります。この林地開発の許可を受けた場合、県条例第16条第7号に基づき、あらかじめ市長に届け出たものについては、県条例の許可不要となりますが、この条例の許可は必要となりますのでご注意ください。

よって、2,000 m<sup>3</sup>以上の土砂埋立行為を行う場合、県条例の許可又は林地開発の許可に加え、この条例の許可も必要となります。具体的な手続きの流れは、参考1、2のフロー図で確認してください。

### (2) 東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例

#### **【500 m<sup>3</sup>以上 2,000 m<sup>3</sup>未満の土砂埋立行為】**

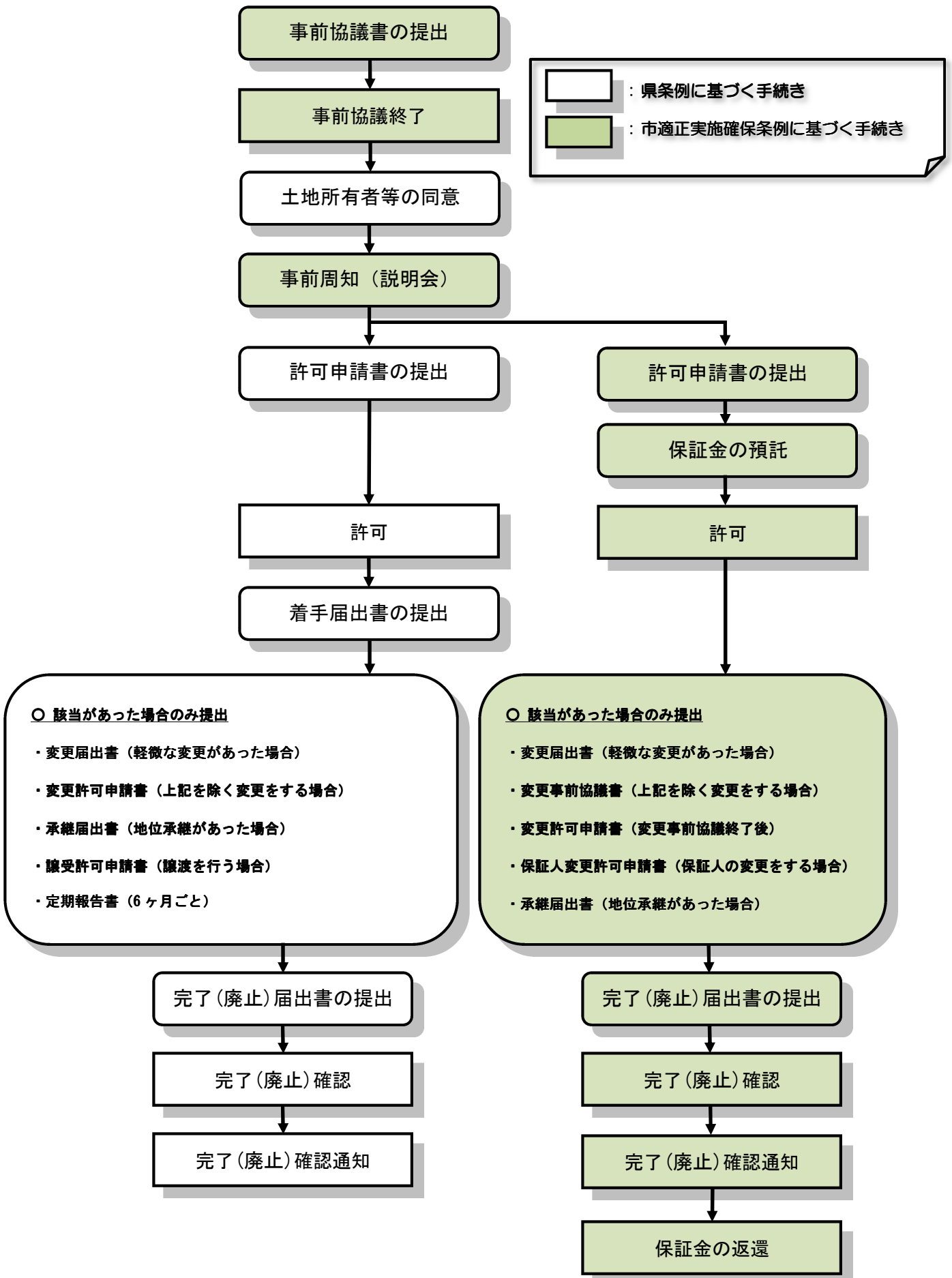
東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例（以下「市適正実施確保条例」という。）の上乗せ規制に関する事項を追加し、同条例の適用対象外としました。

※ 許可までの手続きの流れは、改正前と大きな変更はありません。

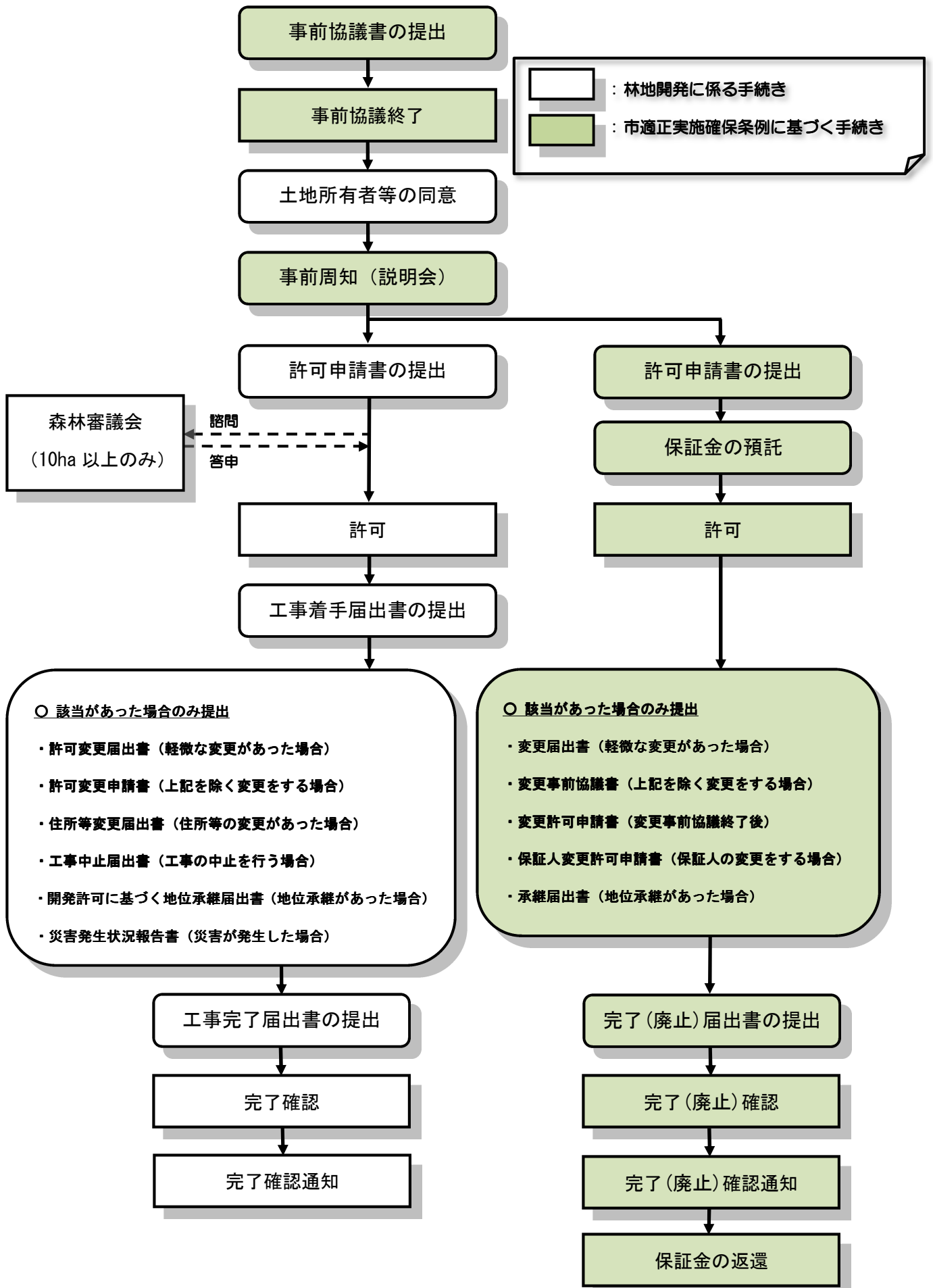
#### **平成30年3月31日以前に許可を取得し土砂埋立行為を行っている方へ**

既に県条例や市小規模埋立条例の許可を受けている土砂埋立行為については、改正前の市適正実施確保条例が適用されますので、同条例の許可を取り直していただく必要はありません。

参考1 手続きフロー（広島県土砂の適正処理に関する条例の許可対象）



参考2 手続きフロー（林地開発の許可対象）



## 市条例の主な内容（独自部分のみ）

### （１）保証人の設定 【500㎡以上の土砂埋立行為】

許可事業者及び請負者が、破産等により土砂埋立跡地の整備を行うことができないときに、代わりに土砂埋立跡地の整備を行う保証人の設定を義務付けます。許可事業者及び請負者が措置命令に従わない場合には、保証人に対して措置命令を行うこととなります。

### （２）許可の期間（一時堆積行為は除く） 【500㎡以上の土砂埋立行為】

これまでは、許可の期間の上限はありませんでしたが、土砂埋立区域の面積に応じて次のとおり上限を設定します。よって、上限を超える許可申請（変更許可申請も含む。）はできません。ただし、天災その他やむを得ない事情があった場合には、延長期間の上限の範囲内で延長を認めます。

土砂埋立区域の面積	許可期間の上限	延長期間の上限	合計期間
500㎡以上1ha未満	5年	1年	6年
1ha以上	10年	2年	12年

### （３）事業者等の資格等 【500㎡以上の土砂埋立行為】

これまでは、許可事業者が欠格要件（※）に該当しないことのみ資格要件としていましたが、今後は許可事業者以外の工事請負者、現場管理責任者及び保証人についても資格を求めることとなります。

※ 欠格要件とは申請者の一般的適正についての要件です。（「措置命令を受けたが、必要な措置を講じない者」、「許可取消してから5年を経過していない者」等）

#### 土砂埋立行為に必要な資格等

##### 許可事業者

###### <資格要件>

- ・欠格要件に該当しないこと

###### ○次のいずれかに該当すること

- ・許可事業者が土砂埋立行為の完了実績を有する又は土木一式工事の許可を受けていること
- ・請負者が土木一式工事の許可を受けていること

##### 請負者

###### <資格要件>

- ・欠格要件に該当しないこと

##### 保証人

###### <資格要件>

- ・土木一式工事の許可を継続して5年以上受けており、施工実績を有すること
- ・県内に営業所を有すること
- ・他の保証人でないこと
- ・許可事業者又は請負者と、役員が兼任していないこと
- ・欠格要件に該当しないこと

##### 現場管理責任者（土砂埋立行為に係る工事を管理する者）

###### <資格要件>

- ・許可事業者又は請負者と直接雇用の関係にあること
- ・土木一式工事に関する資格を有すること
- ・作業期間中は現場に常駐できること
- ・欠格要件に該当しないこと

※赤字が市独自部分

#### **(4) 名義貸しの禁止 【500㎡以上の土砂埋立行為】**

許可事業者に名義貸し行為があると認められた場合は、許可を取り消すことがあります。

##### ○ 名義貸し行為の具体例

- ・土砂の受入伝票が許可事業者又は請負者でない第三者で作成されている。
- ・発生土の受入費が許可事業者又は請負者でない第三者に支払われている。
- ・許可事業者又は請負者でない第三者の名義で資材の購入又は重機のリース契約が行われている。

#### **(5) 改善命令 【500㎡以上の土砂埋立行為】**

必要な安全対策をせずに土砂埋立行為を行っている、計画どおり土砂埋立行為を行っていないなど、不適切な土砂埋立行為を行った者は改善命令の対象となります。改善命令を受けたにもかかわらず、必要な措置を講じない者は、新たに許可申請や土砂埋立行為に係る工事を請け負うことができません。

なお、許可が不要な土砂埋立行為で不適切な土砂埋立行為を行った者や無許可の土砂埋立行為を行った者も改善命令の対象です。

#### **(6) 土地所有者への通知義務 【500㎡以上の土砂埋立行為】**

土地所有者に対しては、土地の同意だけでなく、土地所有者が許可内容及び進捗等を正確に把握できるよう、許可（変更許可も含む。）を受けた後に、その内容を通知することを新たに義務付けます。また、着手届又は完了（廃止）届提出時についても、同様に通知が必要となります。

#### **(7) 土地所有者の義務の強化 【500㎡以上の土砂埋立行為】**

土砂埋立行為が行われている土地の適正管理を求めするため、施工中の確認・報告等土砂埋立行為に同意した土地の所有者に対する義務を強化しています。

#### **(8) 事前協議 【500㎡以上の土砂埋立行為】**

土砂埋立行為の当初又は変更の許可申請をしようとする場合は、事前に事前協議書を提出し、市と協議しなければなりません。

##### **詳細**

- ◎ 事前協議書には、許可申請書に添付する書類のうち、誓約書、各種契約書、土地所有者等の同意書、他法令等の許可等の状況に関する書面を除く書類及び図面を添付します。
- ◎ 内容確認後、事前協議が終了した旨を通知しますので、通知日から1年以内に許可申請を行ってください。申請できなかった場合は、再度、事前協議をしてください。なお、許可申請前に条例及び技術基準が改正された場合は、それに基づく許可申請を行ってください。
- ◎ 許可申請時には、周辺住民等から出た要望及び上記の理由により変更する場合を除き、基本的に事業計画の変更はできませんので注意してください。

## (9) 周辺住民等への事前周知

### **【500 m<sup>3</sup>以上の土砂埋立行為】**

許可申請後の努力義務となっていた周辺住民への周知（説明会、戸別訪問、回覧・掲示板への掲示等）について、（8）の事前協議終了後で、許可申請前に行うことを義務付けます。

### **【2,000 m<sup>3</sup>以上の土砂埋立行為】**

許可申請後の努力義務となっていた周辺住民への周知について、（8）の事前協議終了後で、許可申請前に説明会を行うことを義務付けます。ただし、小規模（※）な変更又は譲受けの許可申請の場合は、説明会以外に戸別訪問、回覧・掲示板への掲示による周知でも可能です。

#### **詳細**

- ◎ 説明範囲については、土砂埋立区域が属する住民自治協議会と協議し、定めた地域の住民又は事業所とします。ただし、市の判断で必要に応じて追加することもあります。
- ◎ 説明会の開催日時については、回覧等により充分周知してください。
- ◎ 説明会を行った場合は、許可申請時に説明会開催報告書を提出してください。

※ 小規模変更とは、① 土砂埋立行為の完了時の土砂の数量（一時堆積行為の場合は、最大堆積時の土砂の数量）が2割以上増える変更、②土砂埋立区域の面積が2割以上（面積が1ha 以上の場合は2,000 m<sup>3</sup>以上）増える変更のいずれにも該当しない変更です。

## (10) 保証金の預託

### **【1,000 m<sup>3</sup>以上（農地改良を目的とした一時転用の場合は2,000 m<sup>3</sup>以上）の土砂埋立行為】**

許可前に、金融機関に保証金を定期預金により預入した上で、市を質権者とする質権設定契約を締結していただきます。保証金の額は、土砂埋立行為の完了時の土砂の数量（一時堆積行為の場合は、最大堆積時の土砂の数量）1m<sup>3</sup> 当たり 400 円です。

#### **詳細**

- ◎ 保証金は、市が許可事業者に対して措置命令を行ったものの、措置を講じず、放置すると危険性がある場合に、市が緊急的に行う防災工事その他必要な経費に充てます。
- ◎ 計画変更により、搬入土量が増える場合には増額を行います。
- ◎ 土砂埋立行為が適正に完了されたことが確認できれば、質権設定契約は解除します。



# 土砂埋立行為のために土地を提供される方へ

## ★ 同意する前に…

事業者からしっかりと説明を受け、計画内容を十分に理解した上で同意してください。

## ★ 工事中は…

土地の管理を事業者任せにせず、施工状況を監視してください。

## ★ 土砂埋立行為に同意した土地所有者は次の義務を負います。

- ① 少なくとも6月に1回、施工状況を確認しなければなりません。
- ② 確認の結果、許可の内容と異なる埋立行為が行われていると知ったときは、速やかに市長に報告しなければなりません。
- ③ 土砂の崩落等が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、事業者に必要な措置を講じるよう求めるとともに、関係機関に通報しなければなりません。

**上の①、②の義務を果たさなかった場合には、許可事業者が許可どおり施行せず、土砂埋立地が危険な状態になったとき、土地所有者の責任で安全対策を行っていただくこともあります。(土地所有者に対する措置命令)**

## ■ 条例に関する問い合わせ窓口

建設部 建設管理課 道路企画係 (本館6階)

電話番号 082-420-0961 (直通)

